

公立大学法人沖縄県立芸術大学評価・IR室規程

令和5年4月1日
沖芸大規程第143号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則（令和3年沖芸大規則第3号）第16条の2第3項に基づき、沖縄県立芸術大学評価・IR室（以下「評価・IR室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 評価・IR室は、公立大学法人沖縄県立芸術大学中期目標に基づく沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）の中期計画及び年度計画並びに法人評価及び各種大学評価について全学的な観点から取りまとめを行うこと、各部局等が実施する自己点検・評価の結果の取りまとめを行うこと、並びに本学の教育、研究、人事、財務等に関する情報の収集、分析及び評価を行い、大学運営の継続的改善及び意思決定の支援に資することを目的とする。

(業務)

第3条 評価・IR室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人評価及び大学評価に関すること。
- (2) 内部質保証の推進に関すること。
- (3) IRの推進に関すること。
- (4) その他評価・IR室の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 評価・IR室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長 1名
- (2) 副室長 1名
- (3) 理事長が必要と認める職員 若干名

2 前項第2号及び第3号に掲げる室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室員が欠けた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第5条 室長は、副学長のうちから理事長が指名する。

2 室長は、評価・IR室を管理運営し、評価・IR室に関する業務を統括する。

3 副室長は、室長の業務を補佐するとともに、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 評価・IR室に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評価・IR室の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5年3月31日理事長決裁）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。